

令和6年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和6年 9月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 9月 3日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散会	令和6年 9月 3日 午後 12時03分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	簀 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	2番	牛尾博文
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和 6 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 3 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	<p>報告事項</p> <p>報告第 2 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業会計繰越明許費について</p> <p>報告第 3 号 令和 5 年度美郷町下水道事業会計繰越明許費について</p> <p>報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率について</p> <p>報告第 5 号 一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について</p> <p>報告第 6 号 一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について</p>
5	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 4 8 号 美郷町江の川カヌースプリント競技場条例の制定について</p> <p>議案第 4 9 号 美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 5 0 号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>

議案第 5 1 号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 5 2 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 3 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 4 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 5 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

【一般事件案】

議案第 5 6 号 令和 5 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

議案第 5 7 号 令和 5 年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて

議案第 5 8 号 令和 5 年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて

議案第 5 9 号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第 6 0 号 工事請負契約の変更について

議案第 6 1 号 財産の取得について

議案第 6 2 号 財産の取得について

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から、令和6年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から13日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、9点報告をいたします。

1点目に、秋の各種イベントについて申し上げます。今年は、美郷町が誕生して20年目の節目の年でもあり、10月1日の合併20周年記念式典を皮切りに、様々なイベントを予定しています。10月は2日から4日にかけて、美郷バレー山くじらフォーラム、8日には、美郷町江の川カヌースプリント競技場竣工式、12、13日には、邑智小学校をメイン会場に町内各所で美郷バリフェスティバルを開催いたします。11月には、2日から4日にかけて、全国の小学生から大学生、一般の選手を対象とした美郷町江の川カヌースプリント競技場竣工記念大会、10日には第20回美郷町産業祭みさとふるさと祭りをカヌーパークみさとカヌーレ今井を会場にそれぞれ開催をいたします。これらのイベントには、町外、県外から多数の来町者が見込まれ、これをきっかけに、美郷ファンになっていただきたいと思います。具体的な内容につきましては、資料をごらんいただければと思います。また、秋には、町内各地で地域主体の地域イベントが多数開催される予定となっています。こうした各地域の活気は、町全体の元気につながっていくものと考えています。多くの皆様に参加をし、楽しんでいただき、町全体で盛り上がっていきたいと思います。

2点目に、交通難民、買物難民対策の取組みについて申し上げます。移動手段の確保、

支援は重要な課題であり、現在、様々な手段で、交通難民、買物難民対策に取り組んでいます。自由に移動できることは、生活をしていく上で重要不可欠であり、特に、公共交通が脆弱な美郷町のような中山間地域では、自分で移動が出来なくなると、たちまち、買物、医療をはじめ、日常生活には大きな不便、支障が生じることとなります。本年5月には、これまでのタクシー利用助成事業の対象者の居住地域による制限を撤廃をし、移動手段を持たない全ての町民の方が、邑智・大和の各地域内を利用できるよう制度を拡充いたしました。拡充後は、新規の登録者が32人、利用回数は351回となっており、旧制度の時の登録者18人、利用回数77回を大幅に超える利用をいただき、大変好評となっています。新規登録者からは、「これまで近所の知人に送迎をお願いしていたが、新事業で気軽に買物や通院に出かけられるようになり、とても助かっている」といった声をいただいています。また、この拡充後に、買物などで、大和地域から、町の中心地である粕淵地域への利用希望の声を幾つかいただきました。そのため、ニーズ調査を兼ねて、10月からは、来年3月末までの期間限定で、利用エリアを旧町村内から町内全域に拡大したいと思います。その利用状況や費用対効果を踏まえて、制度拡充を検討したいと思います。また、事業の財源については、島根県の地域生活交通再構築実証事業に正式に採択をされ、3分の2の補助が決定されており、このたびの補正予算に計上をしています。また、11月11日から16日にかけては、粕淵の町中を運行する自動運転EVバスの実証実験を予定しています。多くの町民の皆様はもちろん、議員の皆様におかれましても、ぜひ体験していただきたいと思います。この実証実験の準備のため、9月9日から4日程度、粕淵駅から役場の間のルートのデータ収集のための調査が行われる予定です。

3点目に、滞在人口、活動人口の拡大の取組みについて申し上げます。町では、滞在人口、活動人口の拡大の取組みに注力していますが、昨年度に増して、来町者、滞在者が増加をしています。初めに、麻布大学、美郷バレー関連の来町者について申し上げます。7月から8月にかけて、麻布大学の生命環境科学部と、獣医学部から16人の学生、教員が来町され滞在されており、このうち4年生5人は、卒業論文の作成のため、7月から9月まで長期滞在をされる予定です。8月末までの延べ宿泊数は131泊となっており、この9月には、2つの研究室で実習も予定をされており、昨年9月の宿泊数109泊を、大きく上回る見込みとなっています。また、8月には台湾から多数の来町者もありました。麻布大学OBで、どぶろく蔵元邑川農家民泊三國屋を運営されていらっしゃる田邊裕彦さんの大学時代の語学友「荘 銘城」氏が代表を務めていらっしゃる「日本農村現風景考察団」35人の皆様が来町されました。代表の荘さんは、台湾政府の畜産部門で要職を歴任されるなど、台湾の畜産行政の礎を築かれた方です。皆さんは町内に宿泊をされ、麻布大学フィールドワークセンターの視察や山くじらなどの美郷名物を味われるなど、美郷町での滞在を存分に満喫をされていました。麻布大学関連では、学生、教職員の方だけではなく、今後、こうした関係者やOBの方つながりでの来町者の広がりが期待ができるものと思っています。麻布大学を含む美郷バレー関連の来町者は、4月から8月末の間で、来町者数は208人。延べ宿泊数は196泊となっており、前年度同時期と比べ、プラスの37泊、20%以上増加をしています。来町者の特徴として、1度きりの来町ではなく、美郷バレーの取組みに関心や関わりを持つ企業、団体などが多く、10月の美郷バレー・山くじらフォーラムへの参加希望者も多数おられ、今後、

繰り返し町を訪れる滞在人口、活動人口となる可能性の高い方が多くを占めています。次に、大学生の来町者について申し上げます。広島広域都市圏協議会への参画や様々な取組みでの連携をきっかけに、大学生の来町者が増加しています。学生の皆さんは、町の様々な取組みを学ぶだけでなく、地域での体験学習や、町民との交流など、地域の活気づくりにも寄与しています。9月9日から13日には、広島修道大学から国際コミュニケーション学部地域行政学科の1年生5人が、美郷町をフィールドに、中山間地域の現状、課題を知る実践的な体験学習で来町されます。また、交流の一環として、昨年につき、鴨山駕籠かき大会への参加も予定をされています。同じ日程で、東京経済大学経済学部の公務員志望の3年生5人がインターンシップを兼ねて来町されます。これは、バリの町づくりの取組で、ご縁が出来た同大学の安田宏樹准教授からご提案をいただき実施をする運びとなったものです。学生の皆さんは、美郷バリフェスティバルの準備に関わりながら、バリの町づくりを学ぶ他、学生さんからのリクエストで、サステナブルハウスの視察など美郷町ならではの取組みの学習を予定しています。また、JR西日本との鉄道林、森林再生実証実験に関連した研究で、鳥取大学の学生、教員の方も、9月に来町される予定となっています。多くの大学に美郷町に関心を持っていただき、学生が定期的に町を訪れ、地域と交流を深め、町の活性化に結びつけていけるよう取り組んでまいりたいと思います。次に、移住体験プログラム大人の山体験による来町者について申し上げます。大人の山体験は、2週間から3カ月の期間で、美郷町に滞在をし、働きながら移住体験をしてもらうという制度です。将来的な移住定住を期待するだけでなく、この移住体験を通じて、美郷町の滞在人口、活動人口になってもらうことが狙いです。今年度の大人の山体験は、ミニトマト農家での就農体験や地域交流プログラムなどを取り入れて実施をし、都市圏から17人の申込みをいただき、大学生8人、社会人4人の計12人の方に体験をしていただいています。8月からは、6人が滞在されており、今後も順次参加をいただき、10月中旬まで実施をする予定です。これら大学生の来町者、滞行者の増加は、宿泊に加え飲食や土産など、町内消費にも好影響をもたらしております。引き続き、町の強みを活かした様々な施策を推進し、滞在人口・活動人口の拡大に取り組んでまいりたいと思います。

4点目に、中学生のバリ島訪問について申し上げます。今年度から開始いたしました中学生のバリ島マス村訪問事業で、3年生9人が、8月18日から23日まで、バリ島を訪問しました。生徒の皆さんは、マス村の市場の見学や舞踊、ガムラン体験を通じて、現地の中学生との交流を深め、また、バリ島内を見学し、世界的な観光地である島の賑わいや歴史文化を体感していました。そして、在デンパサール日本総領事館を訪問し、宮川勝利総領事と面会させていただき貴重な経験もしています。生徒やご家族の皆さんからは、「貴重な体験ができ、充実した訪問だった。また行きたい」と好評の声をいただいています。また、今回の訪問団長である副町長は、技能実習生の送り出し機関への訪問や、美郷バリフェスティバルで来町いただくバリ舞踊界の巨匠「イ・グスティ・アグン・スシラワティ」氏と面会をさせていただき、今後の施策展開に向けても有意義な訪問となりました。今回の訪問は、子どもたちにとって、国際感覚を育む大変貴重な機会になったと思います。今後の交流やバリの町づくりに協力していただけることも期待をしています。

5点目に、テレビ番組冠ルーヤでの美郷町の紹介について申し上げます。日本海テレ

ビの土曜日夕方の30分レギュラー番組で、お笑いタレントの「ガンバレルーヤ」が出演をし、山陰の良さを再発見する「週末移住バラエティ冠ルーヤ」の番組内で、9月28日から10月19日までの4回、美郷町が特集をされる予定です。また、同番組につきましましては、広島テレビ、BSよしもとなどの4局でも放送をされます。今回のロケは、8月18日から19日に行われ、グリーンロード大和の夏祭り、マタタビの山くじらラーメンやそら豆の山くじらラキーマカレー、またバリ舞踊体験、三國屋の民泊、しんすけのうえんでのミニトマト収穫、千原温泉といった美郷町の様々な魅力を紹介されます。ぜひご覧いただきたいと思います。

6点目に、新事業での財源確保の取組みについて申し上げます。町では、課題解決や町づくりのための事業に積極的に取り組んでおり、一方で、それらの事業に対して、できるだけ有利な財源の確保に積極的に取り組んでいます。令和元年度から5年度にかけて実施をした防災拠点整備事業、カヌー競技会場整備事業、デジアナ構想などの大型事業では、様々な財源を確保し、事業費合計31億4400万円に対して、実質的な町の持ち出しは、15.1%にあたる4億7400万円余りに留めることができます。また、令和6年度の新規事業に関しても、第2弾となるサテライトオフィス整備事業や自動運転社会実装推進事業、美郷バリフェスティバル・創作影絵づくり、ゼロカーボン農業モデルの事業費合計4億2500万円に対して、実質的な町の持ち出しは17%にあたる6800万円余りで済むように、財源の確保をすることが出来ました。具体的な内容につきましては、別途添付してある資料をごらんいただければと思います。今後も、過疎債に頼るだけではなく、アンテナを高く張り、国、県はもちろん、外郭団体や民間を含む様々な補助や財源を探し、その確保、獲得に努力してまいりたいと思います。

7点目に、明塚発電所の大規模改修について申し上げます。中国電力の明塚発電所は、発電開始から約70年が経過をしています。先日、中国電力から発電所の大規模改修計画の報告をいただきました。内容は、建屋の建て替え、水車・発電機の更新や、放水路等の補強など、全面的、大掛かりなものを予定されています。工事規模が大きく、工事期間も長期にわたるとのことで、中国電力におかれましては、現在、改修に向けた準備、検討を進めていらっしゃるということです。現時点の見通しでは、2026年度に着工、2031年度からの運転開始を予定されています。大規模な工事であり、町内業者の関連工事への参加や、工事関係者の町内滞在による消費の需要喚起などが見込まれ、町内への経済効果を期待しているところです。

8点目に、工事発注状況につきましては、5月下旬以降の内容を、別途資料で配信をしていますので、ごらんください。最後に、この夏に行われました、スポーツなどの各種大会で、中学生、町出身の高校生などや、島根中央高校カヌー部の皆さんが大健闘され、輝かしい成績を多数残されています。邑智中学校剣道部は、県中学校総体、女子団体が優勝され、全国大会に出場され、島根中央高校カヌー部は、全国高校総体で男子カヤックフォア200メートルと500メートルの2種目優勝をはじめ、大変好成績を残されています。これら以外にも多くの個人や部活動、スポーツチームが県や全国大会、世界大会に出場され活躍をされました。これらの活躍につきましては、別添資料にまとめてありますので、ご覧をいただければと思います。美郷町の子どもたちや出身者の活躍を大変うれしく、誇りに思います。これをステップに、次の目標に向かって頑張っていたいただきたいと思います。議員、町民の皆様におかれましては、ともに喜び、これからも応

援をしていただければと思います。以上で、行政報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第2号から報告第6号までの報告事項5件について、順次説明を求めます。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

それでは私のほうから、報告第2号と第3号の報告にあたり、2つの事業会計の繰越が本会議となったことについて、説明申し上げます。公営企業会計の繰越予算については、一般会計や特別会計のように、繰越は議決を得る必要はございませんが、繰越した後は、地方公営企業法第26条3項の規定で、管理者から地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画を報告し、その報告を受けた後の次の議会で報告することとなっています。事業会計では、この報告は通常5月31日以降に行うため、議会の日程にもよりますが、6月議会、または、7月臨時議会で報告すべき案件でした。このため、改めて、他会計と異なる経理方法について確認し徹底をしたところですが、報告が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。それでは、上程いただきました報告第2号、3号についてご説明いたします。最初に、報告第2号についてご説明いたします。本件は、令和5年度簡易水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の国道375号粕渕工区に係る水道支障移転費1619万7500円を翌年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条3項の規定に基づき報告するものであります。これは県施工の国道375号粕渕工区の道路改良工事が、年度内に完了することが出来ないため、繰越しされたことにより、上水道使用移転費を繰越したものです。次に、報告第3号について、ご説明いたします。本件は、令和5年度美郷町下水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の国道375号粕渕工区に係る下水道支障移転費1591万5900円を翌年度へ繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。こちらも先ほど水道会計で説明した県施工の国道375号粕渕工区の道路改良工事が年度内2回完了することが出来ませんでしたので、繰越をされることにより下水道支障移転費を繰越したものでございます。以上2件につきまして、報告をさせていただきました。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

報告第4号、令和5年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告をさせていただきます。表記1の令和5年度美郷町健全化判断比率です。初めに、実質赤字比率についてですが、これは、実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものです。一般会計と特別会計のうち、君谷診療所特別会計が対象です。こちらにつきましては、黒字決算でしたので、数値の記載はございません。次に、連結実質赤字比率についてですが、一般会計他4特別会計及び2事業会計の赤字額及び資金不足額を標準財政規模で、除して得た率で、全ての会計において赤字決算となっておりませんので、こちらも数値の記載をしておりません。続いて、実質公債費比率です。これは、地方債

の元利償還金等が標準財政規模に占める割合を示すものです。令和3年度、4年度、5年度の3カ年の平均で、昨年に比べ0.3%増え、12.7%となっております。令和4年度の単年度比率が13.0%に対し、令和5年度の単年度比率は、13.6%に上昇しており、次年度以降も、この上昇傾向は続く見込みです。次に、将来負担比率です。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したもので、昨年に比べ、地方債の現在高が増加したことによりまして、73.3%と微増となっております。最後に、表記2の令和5年度美郷町資金不足比率についてですが、簡易水道事業会計、下水道事業会計ともに、資金不足はございませんでしたので、数値の記載をしておりません。以上、いずれの比率におきましても、早期健全化基準を下回った結果となっております。今後も引き続き、各会計事業とともに、効率的な行財政運営に努め、健全性を保つべく取り組んでまいります。以上で、報告第4号、令和5年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

それでは報告第5号、一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。今回ご報告させていただきます令和5年度の事業実績並びに決算、令和6年度事業計画については、本年6月28日の定時社員総会にて承認されたものでございます。まず、令和5年度の事業実績でございますが、2ページをお開きください。令和5年度の事業実績は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間となります。事業活動の概要について、ご説明いたします。非営利事業となる農業経営の部分でございます。農地利用権設定について、令和5年度は、農地中間管理機構を通じて、新たに1.2ヘクタールの利用権設定を行い、利用権設定の手続が完了していない農地1.3ヘクタールを含めて、全体で24.6ヘクタールの農地利用を図っております。内訳といたしましては、志君地区で5.1ヘクタール、内田が3.1ヘクタール京覧原が5.8ヘクタール、鉦谷西原で1.9ヘクタール、久喜原で0.4ヘクタール、楨谷井元で4.1ヘクタール、上川戸で2.5ヘクタール、亀村で0.4ヘクタール、久保で0.7ヘクタール、野井で0.2ヘクタール、酒谷下で0.4ヘクタールとなっております。農地の利用状況の概況について説明いたします。まず白ネギは、志君地区で153アールの作付を行っており、JA出荷による売上げが340万飛んで5000円となり、反収約22万2000円となっております。反収といたしましては、前年比で約9000円の減に留まりましたが、軟腐病の発生や除草作業の遅れ、また、サルによる獣害被害に遭い、出荷数が伸び悩むこととなりました。今年度も引き続き、志君地区において、白ネギの栽培を行っておりますが、獣害対策の強化を行い、引き続き適切な栽培管理を徹底することとしております。次にソバは、約6.7ヘクタールの栽培計画播種を行い、昨年度も、全圃場で3、三瓶在来種での播種を行い、全体では1314キロの収穫となりました。反収も約19.6キロに留まり、売上げとしては39万3000円となりました。次に、シャクヤクにつきましては、内田地区に60アール、沢谷地区に45アールを栽培し、引き続き管理を行っております。3ページをお開きください。次に、玉ネギについては、上川戸地区に56アールの植栽を行い、コンテナ出荷で5万9161キロ、箱出荷で310キロを出荷いたしました。しかし、玉ネギの掘り取り時に降雨にあつたため、予想

以上のタマネギの腐敗物が発生し、結果、1万7644キロ分の玉ネギが腐敗分として取り扱われ、結果、腐敗分の相当約150万円の売上げを上げることが出来ませんでした。また、コンテナ出荷分を、全量JA出荷した関係で、腐敗分の倉庫保管料もかかり、経費も追加でかかったことは否めません。今年度は、全量JA出荷をやめ、中生品種につきましては、JA以外の販路に変更して出荷を行いました。収支については、まだ確定はしておりませんが、新たな販路開拓によって収益アップが見込める場合には、引き続き玉ネギ栽培に取り組んでまいりたいというふうに思います。次に、アスパラにつきましては、井元地区で6アールを植栽し、引き続き肥培管理を行っております。次に、野菜苗ですが、これは昨年度から取り組んだ新たな事業で、ジュンテンドー出荷に関する白菜苗に取組みをいたしました。出荷量は、ポット苗が8532ポットで、売上げは75万円となっております。初めての作業と、片山の育苗センターを借りて野菜苗づくりとなり、結果としては、77万円の営業損益となってしまいました。ただ、野菜苗に関しましては、収益の見込める事業ですので、人員の配置や、経営状況を考慮しながら、今後また検討してまいりたいというふうに思います。4ページをお開きください。営利事業についてございますが、JA島根おおち地区本部からの受託事業となる育苗事業は、邑智地域で水稻苗9660枚の供給を行い、193万2000円の収入となりました。水稻受託作業については、荒起し、荒代、植代、田植え、刈り、刈取り後の荒起しなどの作業で、延べ17.37ヘクタールを受託し、212万5000円の収入となり、昨年から10万円の減となっております。また、土壌改良剤ミネラルGの散布作業の受託も行っており、これにつきましては174袋の散布を行い、47万4000円の収入となり、こちらは、昨年度から10万円の増収となりました。農家からの受託作業では、畝立て、堆肥散布、ハンマーナイフによる草刈り作業やシャクヤクの掘り取り等の受託作業を受けて、32万4000円の収入となっております。JA以外での農産物販売につきましては、アスパラ、白ネギなど、みさと市、やなしお産直市、エコープ及び一般消費者に販売し、41万2000円の収入となりました。次に、令和5年度の決算関係について、ご説明いたします。7ページの貸借対照表をごらんください。資産の部でございますが、現金預金などの流動資産が1616万飛んで564円。建物、付属設備などの固定資産が616万飛んで231円。繰延資産が1円、投資等で2万170円で、資産合計は2234万966円でございます。次に負債の部でございますが、未払金や、退職手当引当金などの流動負債が389万5271円でございます。正味財産は、当期の正味財産が438万5622円の減となり、前期正味財産を合わせた正味財産の合計は、1844万5695円となっております。次に収支計画書についてご説明いたします。9ページをごらんください。収支計画書につきましては、11ページ12ページの非営利事業と、13ページ14ページの営利事業それぞれに収支計画書を作成し、それを合算したものが9ページの総事業になりますので、総事業費のページで説明をさせていただきます。まず収入の部でございますが、売上げや受託収入で1410万飛んで2914円。雑収入として、助成金が1482万3689円で、主な内訳は、白ネギ、ソバ、シャクヤク、玉ネギの産地交付金が497万7470円。中山間地域直接支払い交付金が292万9000飛んで95円。農地流動化補助金が217万1130円。技能実習生助成金140万円などとなっております。会費、売上、雑収入に合わせた収入合計は2896万8603円となります。次に、支出の部でございますが、種苗費や、肥料費などの製造原価1719万8430円。10ページに続きまして、社員の給料などの一般管理費1600飛んで

7万4835円。法人税等8万1000円。支出合計は3335万4265円となり、収入から支出を差し引いた当期の収支差額は、マイナス438万5662円となり、前期を合わせた次期繰越収支額はマイナス1325万4305円でございます。したがって、6ページの決算の説明に戻りますが、売上から製造原価、一般管理費を引いた営業利益は、1917万飛んで351円の損失で、法人税を含め、438万5662円の純損失となりました。前期の繰越剰余金がマイナス886万8643円でありますので、当期繰越剰余金を合わせ累計1325万4305円の当期損失額となっております。次に、令和6年度の事業計画でございます。16ページをごらんください。まず、非営利事業でございますが、新たな利用権設定を0.8ヘクタールを予定しており、年度末の累計設定面積は約25.4ヘクタールの引受け面積となる見込みです。総会時点での作付計画になりますが、白ネギが1.5ヘクタール、ソバは9.6ヘクタール、これは、全て三瓶在来種のソバの植栽を予定しております。また、シャクヤクの栽培管理が1.1ヘクタール、17ページに続きまして、アスパラの肥培管理を6アールを引き続き行います。また、今年度から、経営改善の戦略作物として、岡山県の営農法人、青空株式会社のご協力をいただき夏秋キャベツの栽培に取り組むをいたします。キャベツは、志君地区の40アールの圃場に既に定植を終えており、出荷先につきましては、青空株式会社紹介のサラダクラブというカット野菜の加工品メーカーに出荷することが決まっており、出荷調整の要らない新たな作物として取り組んでおります。今年度は、この美郷に合う品種の選定のために、4種類のキャベツを栽培し、品種の選定や収穫力のデータを取ることでございます。次に営利事業でございます。JA島根おおち地区本部から、邑智種苗センターの作業受託を193万3000円、また、水稲受託作業、ミネラルG散布受託などで、212万5000円を見込み、農家からの畝立て、堆肥散布、耕起、シャクヤクの掘り取りなどを作業受託し、引き続き、農家の支援を行う予定としております。次に、予算案でございますが、20ページの収支計画表をごらんください。収入につきましては、売上げとして、非営利事業の部で、白ネギなどの農産物の売上げで1100万飛んで1万円。営利事業の部で販売収入が214万1000円。作業受託の収入が485万7000円の合計1800万飛んで8000円を計画しております。また、営業外収益として、補助金、産地交付金などの助成金収入で1268万7000円の収入を計画しております。支出につきましては、材料費、労務費、製造経費などの製造原価が1292万7000円。給料手当などの販売費、一般管理費で1520万飛んで6000円の支出を計画しております。ただし、今年度は、機械の修繕等で約230万円の支出を見込んでいるため、当期の税引後損益はマイナス655万7000円を見込んでおり、前期繰越を合わせた当期の損益はマイナス1982万2000円を見込んでおります。今年度で8期目を迎える年々増加する耕作放棄地の抑制に向けファームサポートに対する役割が大きくなっていくことは事実であります。集落営農組織のない地域の農地維持は、ファームサポート美郷における使命ですが、昨年度の決算においても赤字垂れ流しの状態では、今後の事業継続に影響を及ぼすことは明白でございます。最後の資料21ページにも載せておりますが、先般、6月28日におかれまして第7回定時社員総会において、理事の交代が認められ、町長を理事長とし、青空株式会社と日本総研を新たに理事会のメンバーに加え、新たな経営体制で利用を行ってまいります。先ほど、今年度の予算に関しましても、損益の予算立てでの説明をしておりますが、理事会のメンバーでもある青空株式会社の協力のもと、収益性の高い新たな戦略作物への取り組みを進めるとともに、本来の目的で

ある農地維持という地域貢献の観点も考慮し、経営の改善を図ってまいります。以上で、報告第5号の説明を終わります。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

上程いただきました報告第6号、一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について報告させていただきます。令和5年度の事業実績及び決算につきましては、令和6年6月21日に監査を受け、6月24日の理事会とその後の評議員会で承認をされたものでございます。美郷町開発公社は、現在の事業としましては、分譲宅地の管理のみを実施しております。分譲宅地につきましては、亀村にあります2筆の土地を管理しており、年間2回程度の除草作業を実施し適正な管理に努めております。令和5年度の決算報告書を添付しておりますのでごらんください。2ページ、貸借対照表でございます。令和6年3月31日現在で、流動資産のうち、現金、普通預金は、88万844円。定期預金として100万円となっております。固定資産、こちらは、建物付属設備とありますが、ゴールデンユートピアのプール、温泉施設の水道を補うために掘削した井戸でございます。現在143万569円となっております。続きまして、3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。売上高は、今期営業収入がございませんでしたので、ゼロ円です。販売費及び一般管理費47万5948円。営業損失として、47万5948円のマイナスとなっております。営業外収益は、雑収入として、電柱料3000円と、利息、利子が26円となっております。経常利益、マイナス47万2922円に、法人住民税を加えまして、当期の純損益がマイナス55万3922円となっております。販売費及び一般管理費の内訳につきましては、4ページをごらんください。租税公課費4万6500円は、亀村宅地の固定資産税並びに、登記変更の手数料となっております。減価償却費21万9453円。こちらは先ほどご説明いたしました付属設備にあります井戸の当期償却分でございます。以下はお読み取りいただければと思います。今年度につきましても、分譲宅地の管理を実施していくことを、理事会、評議員会で承認をいただいておりますので、引き続き、適切な管理に努めてまいりたいと思います。以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●原議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第5、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案4件、予算案4件、一般事件案7件の計15件であります。議案第48号から議案第62号までの15議案を一括上程いたします。初めに、議案第48号から議案第51号までの条例案4件について、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第48号、美郷町江の川カヌースプリント競技場条例の制定について、ご説明いたします。この議案は、令和5年9月から建設を進め、このたび竣

工いたします美郷町江の川カヌースプリント競技場の設置及び管理等について定めるものとなっております。第1条、目的及び設置でございます。カヌー振興及びその競技力向上を図るとともに、バリ文化振興を図る拠点施設として設置するものでございます。第2条では、名称及び位置を定め、名称は美郷町江の川カヌースプリント競技場、位置は、美郷町信喜141でございます。第3条では、管理する者を定めております。現在のところ教育委員会が行うこととしておりますが、今後の部局連携と、こういったことも考慮し、町長または町教育委員会が行うこととしております。第4条では、使用の許可について、第5条及び第6条では、使用の許可に当たっての制限と、目的外使用及び権利譲渡の禁止項目を定めております。この内容につきましては、他の施設と同様に、管理上必要な条項となっております。第7条では、使用料を定めております。第2項において、使用料金の弾力的かつ機動的な料金設定を運用するために、条例別表にて一定の基準を設け、詳細または具体的な使用料は、その別表に定める範囲内で、規則で定めることとしております。第3項では、施設の設置目的、あるいは使用にあたっての内容等を踏まえ、使用料金を減額または免除することができることとしております。第8条から第11条では、使用料の不還付、仕様の変更中止及び取消し、原状回復の義務、損害賠償責任について、他施設と同様の一般的な条文を掲げております。第12条では、規則委任について定めております。附則といたしましては、1、この条例は、令和6年10月1日から施行する。2、この条例の施行前になされた使用許可に係る手続などについては、この条例に規定があるものについては、この規定によるものとする定めでございます。次に、別表といたしまして、第7条関係、使用料金の範囲、上限額となる金額を掲げております。使用料金の体系としましては、一般にご使用いただく場合については、使いやすい料金水準とするため、1時間を単位として設定をしております。また、この別表の備考といたしまして、1では、1時間未満は1時間とすること。2では、加算する場合の上限を設けております。(1)では、営利目的に使用される場合、(2)では、営利目的とはしないが、料金を徴収される場合の加算割合を掲げております。次に、3では、準備、練習、撤去等における使用料の減額割合を掲げ、4では、表の区分以外の施設等を使用する場合の使用料は、その都度、管理者が表に準じ、定めることとしております。以上で議案第48号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第49号について、ご説明申し上げます。この条例は、出張時に事情等がある場合は、旅費単価表で定める額を超えて支給できるようにするものです。物価高騰、観光客増加等によって、都市圏を中心にホテルの宿泊料金が高騰しており、条例で規定する金額では、宿泊料金を賄えずに自己負担するケースが増えてきています。また、コロナ禍も明け出張の頻度も増加しています。こうした傾向は、官公庁企業ともに同様であり、旅費運用の見直しの動きも広がっています。このため、このような場合に、自己負担が生じないようにするため、旅行の現行の規定額を上回る宿泊をする必要がある場合について、実額を支給することができるようにいたします。なお、現在、規定する旅費のうち、特に対象となる宿泊料は、特別職は甲地方いわゆる

都市圏で1万4800円、乙地方いわゆる都市圏以外の地域で1万3300円。職員は、甲地方が1万3100円、乙地方が1万1800円で、これらの額は、国の例を参考に規定しております。具体的な規定ぶりは、新旧対照表をごらんいただければと思います。旅費の調整に関し規定しています第16条の第2項を改正いたします。今回の改正同規に対応できるようにするため、現行の規定を整理し、特別の事情により、または特別な旅行の性質上困難である場合に、規定額を超える旅費を支給せすることができるようにいたします。また、この条例の附則第2項では、美郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び職員の旅費に関する条例の8条も改正いたします。特別職の旅費につきましては、職員の例によることとしていますけれども、入念的に特別職の旅費を定めている別表第2の備考に、調整規定を設けることといたしております。そして、この条例の施行日は、できるだけ速やかに対応するため、公布日としております。最後に、ご参考として申し上げますと、こうした宿泊料高騰に対する対応では、国はこの4月に法改正を行っており、全国でも、このような対応が始まっています。また、県や県内市区町村でも対応されているところ です。以上で、本議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第50号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の主な内容は、現在、中学卒業までの子どもを対象として実施している医療費助成を令和7年度より、高校卒業相当の年齢まで拡充するための規定の整備でございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第2条は、子ども医療費助成の対象となる子供の要件を定めるものでございますが、同条第1項の第2号及び第3号中の子どもの年齢を満15歳から満18歳に改めます。次に、同条第4項ただし書の各号は、子ども医療費助成の対象とならないものについて定めています。本文ただし書の、ただし、次の各号に掲げるものを除くとあるものを、ただし、生活保護法による保護を受けているものを除くと改め、同項第1号を削除いたします。次に、同項第2号は、同条第1項第3号に掲げる子どもの生計維持者について、児童手当の所得要件を準用することとする規定でございますが、令和6年10月1日から、子ども子育て支援法の改正に伴い児童手当の所得制限が撤廃されることに伴い削除いたします。続きまして、2ページをお願いいたします。第3条は、助成の範囲を規定するものでございます。同条第1項の各号は、第2条の子どもの区分に応じた助成の範囲を定めていますが、子ども医療費助成の範囲は、子どもの区分には関係なく、社会保険法、各法または社会保険法以外の法令等の規定により、被保険者が負担する費用の全額を助成することとしていることから、第3条第1項の文言を整理するとともに、同項の各号を削除いたします。続きまして本文の改め文をお願いいたします。この改正条例の附則でございます。第1条この条例は、令和7年4月1日から施行することとしています。ただし、第2条第4項の改正規定につきましては、子ども子育て支援法と改正による児童手当の所得制限が撤廃される令和6年10月1日から施行することとしています。第2条は、準備行為といたしまして、この条例による改正後の第4条の規定による資格証の交付に関する必要な手続は、この条例の施行日前において行うことができることとしています。以上で議案

第 50 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

議案第 51 号の説明をお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

すみません。続きまして、上程いただきました議案第 51 号は、行政手続における特定個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーの利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い美郷町国民健康保険条例の所要の改正を行うものでございます。改正の詳細は、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 1 ページをお願いします。第 1 条は、罰則を定める規定でございますが、国民健康保険法の届出の規定の変更による項ずれを反映させ、同条本文中の第 9 項を第 5 号に改め、虚偽の届出をした場合の日保険者証の返還を求める文言については、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証が廃止されることに伴い削除いたします。次に、第 12 条は、過料に処するを過料を科する。第 13 条は、前条と同じく、過料に処するを過料を科する。保険料を保険税にそれぞれ改めます。続いて、本文の附則をお願いいたします。附則の第 1 条、この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行することとしています。第 2 条は、施行日前にした行為及び手続についての経過措置を定めています。以上で議案第 51 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

説明の途中ですが、これより、10 時 40 分まで休憩といたします。

(休 憩 午 前 10 時 30 分)

(再 開 午 前 10 時 40 分)

●原議長

会議を再開します。

次に、議案第 52 号から議案第 55 号までの予算案 4 件について順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 52 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。本補正は主に歳入においては、令和 5 年度の決算に伴う繰越金や、7 月の算定により交付額が確定した地方交付税の増額、邑智郡総合事務組合からの負担金の返還など、一般財源の増による財政調整基金繰入金の減額、定額減税補足給付金の調整給付額の増による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、ゼロカーボン農業モデル推進事業に対する農林水産省のサポート体制構築事業補助金の計上、歳出におきましては、バリ島文化を核とした交流対象事業の増、潮温泉施設の排水管スケール

洗浄作業廃液処分費、前年度の事業費の確定による国・県補助金の返還金、新型コロナウイルスワクチン接種委託費の増、ゼロカーボン農業推進モデル推進事業における部材費、労務単価、圃場の地盤改良等の事業費の増、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、町道の法面や、河川護岸修繕、農業水利施設の修繕、撤去工事等を実施するものです。予算額につきましては、歳入歳出それぞれ1億3517万4000円を追加し、総額を78億2256万6000円とするものです。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第2表地方債補正からご説明いたします。5ページをお開きください。変更箇所についてですが、起債の目的、上から6行目、脱炭素化推進事業債です。ゼロカーボン農業モデル推進事業について、国の補助対象、また、過疎対策事業債の脱炭素化推進特別分に充当できるものがあり、これを皆減し、事業費の増分に対して、その下の農業施設債において、過疎対策事業債について、1080万円を増額しています。その下ですが、農業水利防災事業債は、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、野井、浜原の揚水機の撤去、粕渕下水路管理道の整備を行うため、新たに560万円を計上しています。一行飛ばしまして、林道整備事業債ですが、林道大野線、河木谷線の排水路整備事業について、当初予算では、公共事業等債を計上しておりましたが、一般補助施設整備等事業債の対象となる事業であり、起債予定額の減により70万円減額し、その下の林道防災事業債ですが、こちらも緊急自然災害防止対策事業債を活用し、林道ぶんつけ線の道路改良事業に新たに900万円を計上しています。さらに一行飛ばしまして、水防災対策事業債については、こちらも緊急自然災害防止対策事業債を活用して、上草川、血谷川護岸修繕工事に充当するため、3800万円を増額計上しています。次も一行飛ばしまして、防災対策事業債、これも緊急自然災害防止対策事業債を活用して、町道赤来光峠線の法面修繕工事に充当するため、600万円を追加計上しています。最後に、最終行の臨時財政対策債につきましては、令和6年度の普通交付税額の確定及び臨時財政対策債発行可能額の確定により240万円を追加して計上しています。これにより、合計の限度額を10億5810万円から5310万円増額し、11億1120万円としています。それでは、事項別明細書により主な補正について、ご説明をいたします。歳入について、8ページをお開きください。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金ですが、交付額の確定により212万9000円の増です。続いて、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、こちらも普通交付税の交付決定額が32億2000万円で4000円となり、5000万4000円を増額補正をしております。その下ですが、款13使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生手数料、節1保健衛生使用料、高梨地区納骨堂の使用料として1000円を計上しています。続いて、款14国庫支出金ですが、9ページへ進んでいただきまして、中段の項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、補正額388万9000円。これは、児童手当の制度改正に伴うシステム改修費等の経費として388万9000円の皆増です。続いて、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金の説明欄2行目の地域脱炭素移行再エネ推進交付金、補正額667万3000円。これは、ゼロカーボン農業モデル推進事業費の増額によるものです。次に、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額1601万円。これは、対象者の確定による定額減税補足給付の調整給付金の増額を反映したものです。10ページをお願いします。下段の款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、

節 1 総務管理費補助金。説明欄 1 行目の島根市町村総合交付金、補正額 114 万 3000 円。県の交付要綱に該当する前年事業実績の確定による増です。一行飛ばしまして、地域生活交通再構築実証事業補助金、補正額 333 万 3000 円。これは、4 月の臨時会の 1 号補正において、ご承認いただいたタクシー利用助成事業の対象拡大に対して、県補助対象となるため、計上したものです。次に、目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費補助金、説明欄 2 行目のサポート体制構築事業補助金、補正額 3402 万 2000 円。これは、ゼロカーボン農業モデル推進事業において、要望しておりました同補助金の内示をいただいたことにより計上するものです。続いて、目 8 商工費補助金、節 2 商工振興費県補助金、中山間地域の生活機能維持確保支援補助金、補正額 175 万円。これは、大和地域のガソリンスタンドの改修経費について、事業者か、国から受ける補助残額の 3 分の 2、町が助成し、その 2 分の 1 について、県から支援を受けるものです。11 ページをお願いします。款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、節 1 補正額 136 万 2000 円。こちらは説明欄に記載の基金を、短期の既発債で地方債運用し、得られる利子について計上したものです。次に、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 2 億 200 万円減。こちらは、令和 6 年度の地方交付税の確定、令和 5 年度の決算剰余金等により生じた財源不足額の解消分について、繰入を取り止めるものです。次の目 14 地域振興基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 600 万円減。これは、カヌー競技場竣工記念大会運営費に、後ほど言及いたしますスポーツ振興くじ助成金 640 万円が財源として充てられるため、財源更正をし、基金繰入額を減額するものです。財源更正に生じる際は、歳出事業費の増を反映しております。次に、款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度純繰越金、補正額 1 億 3732 万 5000 円。こちらは、令和 5 年度の一般会計決算剰余額から繰越明許費繰越額を控除した実質収支が、およそ 1 億 4732 万 5000 円に対し、当初予算措置額 1000 万円との差額を増額補正するものです。続いて、款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入、節 2 総務費雑入ですが、12 ページへ進んでいただきまして、説明欄 1 行目の協働の町づくり事業助成金、補正額 200 万円。これは、バリ文化を核とした交流拡大事業の創作影絵作成事業と、中世美郷佐波氏関係資料集作成事業に対し、また、一行飛ばして、新たな移住定住推進プロジェクト補助金、補正額 120 万円。こちらは、バリ文化を核とした交流拡大事業の美郷バリフェスティバルに対し、助成をいただくもので計上したものです。次に、節 3 民生費雑入、説明欄 2 行目の介護保険事業過年度精算金、補正額 238 万 6000 円。これは、邑智郡総合事務組合介護保険課より、過年度負担金の精算です。次に、節 4 衛生費雑入、新型コロナワクチン接種体制助成金補正額 1162 万円。ワクチン接種に係る国からの助成単価 8300 円に、接種見込み者を 1400 人として計上しております。その下の邑智郡総合事務組合負担金返還金、補正額 597 万 9000 円。これは、ごみ、し尿処理施設運営費に係る過年度負担金の返還です。続いて、その下、節 10 スポーツ振興くじ助成金、補正額 640 万円。これは、カヌー競技場竣工記念大会運営費に対し、日本スポーツ振興センターより助成金の交付をいただくものです。最後に、21 町債、項 1 町債ですが、こちらは、第 2 表地方債で触れましたので、簡単に説明をさせていただきます。目 4 農林債、節 2 林道整備事業債、補正額 70 万円減。これは林道大野線、河木谷線の排水路整備事業における地方債の組替えです。次に、節 14 脱炭素化推進事業債、補正額 1800 万円減及び節 15 農業施設債、補正額 1080 万円ですが、これは、ゼロカーボン

農業モデル推進事業の事業費の増や補助金の増による地方債の組替えです。続いて節16 農業水利防災事業債、補正額 560 万円。野井、浜原の揚水機の撤去、粕渕下水路管理道の整備に係るものです。次に、13 ページへ進んでいただきまして、節18、林道防災事業債、補正額 900 万円。林道分附線の道路改良事業に係るものです。続いて、目5 土木債、節3 水防災対策事業債、補正額 3800 万円、上草川、血谷川の護岸修繕工事に係るものです。その下、節5 防災対策事業債、補正額 600 万円。町道赤来光峠線の法面修繕工事に係るものです。以上で、歳入についての説明を終わります。次に、主な歳出について説明をいたします。14 ページをごらんください。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、節24 積立金、補正額 136 万 2000 円。基金の地方債運用による利子について積立を行うものです。次に、目6 企画費、説明欄 001 企画費、補正額 317 万 3000 円。内訳は、ガムラン全国大会に係る経費が、消耗品費 10 万円、事務業務委託料 139 万 9000 円の計 149 万 9000 円。創作影絵作成事業に係る経費が、消耗品費 10 万円、補助金 157 万 4000 円の計 167 万 4000 円となっております。その下の説明欄の 002 定住推進費、補正額 121 万 5000 円。これは、空き家利活用推進事業の補助金の申請見込みによる増、100 万円などです。一つ飛ばしまして、説明欄 008 指定管理施設管理費、補正額 291 万円。潮温泉施設であります石見ワイナリーホテルの配水管内にスケールが堆積し、排水機能が著しく低下をしており、化学洗浄液を用いて、洗浄作業、廃棄処分を行うものです。15 ページへお進みください。項2 徴税费、目2 賦課徴收费、補正額 161 万 5000 円。このうち、事務業務委託料の 103 万 2000 円は、定額減税に係る申告受付支援システムの改修に係る経費です。次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、説明欄の 001 社会福祉総務費、補正額 235 万 2000 円減。これは、国民健康保険特別会計への繰出金の減です。次に、説明欄 004 介護保険費、補正額 692 万 5000 円減。邑智郡総合事務組合介護保険課への負担金の減によるものです。内容は、介護保険の自治体標準化システムネットワーク機器を同組合の情報システム課に一元化することによる経費の減です。次に、16 ページにかけまして、説明欄 016 価格高騰重点支援給付金、補正額 1614 万 9000 円。前年所得の確定に伴う調整給付金の給付見込額の増、1601 万円と、事務費の増 13 万 9000 円です。続いて少し飛ばしまして、中ほどの目3 障害者福祉費、説明欄 001 障害者福祉費、補正額 662 万 1000 円。このうち、返還金が 652 万 6000 円で、内訳が、令和5年度の障害者自立支援給付費が約 170 万円。障害児入所給付費約 90 万円。障害者医療費約 380 万円などとなっております。次に、目4 老人福祉費、説明欄 001 老人福祉費、補正額 950 万 7000 円減、後期高齢者医療保険特別会計において、療養給付費負担金の返還があることによる繰出金の減です。17 ページへ進んでいただきまして、下段の項3 生活保護費、目2 扶助費、補正額 369 万 5000 円。こちらも令和5年度生活保護費等国庫負担金の返還金を計上しています。18 ページをお願いします。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、説明欄 003 母子保健費、補正額 166 万円。このうち、返還金 100 万円は、国への出産子育て応援交付金の返還です。次に、目2 予防費、補正額 1261 万 9000 円。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種による委託料の増で、国から示された接種費用額が当初予算計上時より大幅に増額したため、計上しております。続いて、その下、目4 診療所費、補正額 120 万 6000 円減。国民保険診療所特別会計繰出金の減によるものです。次に、款6 農林水産事業費、項1 農業費、目2 農業総務費、補正額 560 万 3000 円。野井浜原揚水機の撤去、粕渕下

排水路の整備を行います。野井浜原の揚水機は既に利用されていないことから、安全確保のための撤去工事を粕渕下水路は既設水路の管理道が崩落し、また、その上部に町営住宅があることから、修繕を行います。次に、19 ページへ進んでいただき、説明欄 013、特産品開発事業、補正額 20 万円。これは、美郷バレーにおける新たな鹿ブランド、美郷もみじの絵図の著作権等の権利購入をするものです。次に、説明欄 031 ゼロカーボン農業モデル推進事業費、補正額 3027 万 6000 円。現在、施工中の太陽光発電整備工事において、部材費、労務費等の高騰により増加したこと、ソーラーパネル設置に係る圃場の地盤改良や、架台建込み工事費の増、また、今後、発注予定の研修棟や水道施設に関しても部材費、労務費等の増が見込まれるため計上するものです。続いて、項 2 林業費、目 2 林業振興費、補正額 900 万 1000 円。林道分附線において、既設石墨擁壁の基礎部分の洗掘が起り、基礎材が流出していることから、沈下を予防するための改良工事を行います。次に、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費、説明欄 001 商工業振興費、補正額 410 万円。商業活性化賑わい創出事業において、類似施設の視察経費の 60 万円と、20 ページになりますが、中山間地域の生活機能維持確保支援事業として、大和地域のガソリンスタンド改修経費助成として 350 万円を計上しています。その下、003 町民カード利活用事業、補正額 99 万円。美郷町商工会に委託しております「みさとと。PAY カード」のアプリ化事業における QR コード作成、ポスター作成経費等の事務費を追加計上しています。次に、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費、補正額 600 万円。町道赤来光峠線の、道路法面の落石防止ネットの経年劣化による破損が見られるため、安全確保のための修繕工事を行います。その下ですが、21 ページにかけて、項 3 河川費、目 1 河川総務費、補正額 3800 万円。京覧原地内にある、上草川と栗原地内にある血谷川において、河川に隣接する道路兼用護岸が浸食をされており、どちらも水道施設につながることから、ライフライン確保のための修繕工事を行うものです。下段に飛びまして、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、補正額 100 万円。スクールバスの修繕費用の増と、冬用タイヤ購入のための増額です。23 ページへ飛んでいただきだきまして、項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費、説明欄 003 文化財保護費、補正額 109 万円。このうち、中世美郷佐波氏関係資料集作成事業として、76 万 5000 円を計上しています。次に、項 7 保健体育費、目 1 保健体育総務費、補正額 95 万円。カヌー競技場竣工記念大会に係る経費として、スポーツアナウンサーへの報奨金や運営委託費について、71 万円を計上しています。最後に、24 ページをお願いします。款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 55 万 3000 円。これは、財政調整基金繰入額の補正に伴う調整による増額です。以上で議案第 52 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 53 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1520 万 8000 円を増額し、予算総額を 7 億 2833 万 1000 円とするものでございます。主な内容は、歳入の方では、国保税の本算定による保険税の減額、歳出の方では、保険給

付費等補助金の確定に伴う国、県への返還金の増額などがございます。それでは、事項別明細書6ページ、歳入の方をお願いいたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税897万1000円の減額でございます。こちらは、国保税の本算定により医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金の見込額をそれぞれ減額するものでございます。続いて、款8県支出金、項2県補助金、目1保険給付費等交付金、42万2000円の増額でございます。こちらは、医療装具等の療養費の増額に伴うものでございます。続いて、款11財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金1万2000円の減額でございます。こちらは基金利子の確定によるものでございます。続いて、7ページをお願いいたします。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、235万2000円の減額でございます。こちらは歳出の総務費の支出の減額に伴う職員給与等繰入金の減額と、未就学児均等割保険料繰入金の増額によるものでございます。続いて、款14繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金でございます。こちらは前年度の決算における繰越金を計上するものでございます。続いて、款15諸収入、項4雑入、目5雑入、1399万7000円の増額でございます。こちらは、令和5年度の保険給付費等補助金の精算に伴う国、県への返還金を計上するものでございます。続きまして、8ページ、歳出の方をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、238万1000円の減額でございます。こちらは主に国保標準システムの構築が終了したことに伴う事務組合への負担金を減額するものでございます。同じく款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費については、印刷製本費と項3運営協議会費の食糧費を実績見込みにより増額するものでございます。続いて9ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目5一般被保険者療養費、節18負担金補助金及び交付金、250万円の増額でございます。こちらは療養費の前期の実績により、治療用装具の療養費が増加傾向であることを考慮して増額するものでございます。続いて同じく、款2保険給付費、項2高額療養費、目3一般保険者高額介護療養費、節18負担金補助金及び交付金は、今年度の支出が確定したことにより、2万1000円を減額するものでございます。続いて、同じく款2保険給付費、項7移送費、目1一般被保険者移送費、節18負担金補助金及び交付金につきましては、実績の見込み増による19万3000円を増額しています。続いて10ページをお願いします。款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費、146万9000円の減額でございます。こちらは人間ドックの受診実績が減額したことによる医療機関への委託料及び事業事務費の経費を減額するものでございます。続いて、款9基金積立金、項1基金積立金、目1国保基金積立金310万8000円の増額でございます。こちらは、前年度の決算に伴う繰越金が確定したことに伴い、積立金を計上するものでございます。続いて、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金、1386万4000円の増額でございます。こちらは令和5年度の事業実績による国、県への返還金を計上するものでございます。続いて12ページの保健事業費納付金並びに予備費につきましては、歳入歳出の調整及び財源更正を行うための補正でございます。以上で、議案第53号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

住民課長、9ページの保険給付費、項1療養諸費のところの説明欄の一般保険者療養費、その他の負担金、これの金額と説明をもう一度お願いします。

●志村住民課長

一般被保険者療養費でございますか。

●原議長

9 ページ 1 番上です。

●志村住民課長

失礼いたします。9 ページのところでございます。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 5 一般被保険者療養費、節 18 負担金補助金、交付金でございます。25 万円の増額でございます。

●原議長

分かりました。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

上程いただきました、議案第 54 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 万 5000 円を追加し、総額を 9344 万 9000 円とするものでございます。主な補正内容としては、新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施方針が正式決定されたことによるもので、歳入については、ワクチン接種を行った際の診療報酬収入等の収入、歳出についてはワクチンの購入費用を計上させてさせていただいております。初めに歳入について、ご説明いたします。6 ページをお願いします。歳入でございます。款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 6 その他診療収入、補正額 459 万円。新型コロナウイルスワクチン接種による収入となります。1 件当たり患者負担金と町からの委託料を合わせた 1 万 5300 円に接種者数を 300 人と見込んで計上させていただいております。なお、患者負担金は 3000 円としております。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額 128 万 5000 円の減でございます。これは一般会計からの繰入金です。詳細については、歳出の方でご説明をします。次に 7 ページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、説明覧手数料 11 万 3000 円を減額し、事務業務委託料を 11 万 3000 円増額しております。こちらは医療機器の廃棄処分を行うための組替えとなります。同じく説明欄、その他負担金 5000 円の増額です。これは、邑智郡医師会費が、今年の 7 月から月額 500 円増額改定されたことによる増額分を計上しております。款 2 医療費、項 1 医業費、目 2 医薬品衛生材料費、補正額 330 万円です。こちらは新型コロナウイルスの 300 人分の購入費用となります。ここで一般会計繰入金について説明いたします。歳出の補正合計額は 330 万 5000 円となります。歳入でご説明しましたその他診療収入 459 万円から歳出の 330 万 5000 円を差し引きした差額 128 万 5000 円を一般会計繰入金から減額しております。以上で議案第 54 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 55 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 238 万円を増額し、予算総額を 1 億 8523 万 6000 円とするものでございます。主な内容としましては、令和 5 年度の事業実績の確定に伴う療養給付費負担金の返還金の計上、並びに後期高齢者保険料の本算定に伴う保険料収入の増額でございます。それでは、6 ページの事項別明細書歳入をお願いいたします。項 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料 239 万円の増額でございます。こちらは保険料の本算定に伴い、目 1 特別徴収保険料 21 万 2000 円、目 2 普通徴収保険料 217 万 8000 円をそれぞれ増額するものでございます。続いて、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 950 万 7000 円の減額でございます。こちらは令和 5 年度の療養給付費市町村負担金の精算に伴い広域連合からの負担金の返還があったことにより繰入金を減額するものでございます。その下の款 7 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入 949 万 7000 円の増額でございます。こちらは広域連合からの返還金を計上するものでございます。続いて、7 ページの歳出をお願いいたします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金 239 万円の増額でございます。こちらは歳入の保険料収入の増額に伴い、広域連合へ支払う保険料負担金を増額するものでございます。その下の款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 2 療養給付費等負担金 1 万円の減額は、令和 5 年度の療養給付費市町村負担金の精算に伴い、美郷町から広域連合への返還は生じなかったため、減額するものでございます。以上で議案第 55 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

次に、議案第 56 号から議案第 62 号までの一般事件案 7 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 56 号、令和 5 年度美郷町歳入歳出決算の認定を定めることについて、概要を説明いたします。令和 5 年度決算につきましては、本年 4 月 1 日から 2 カ月間にわたる出納整理期間を終え 5 月 31 日に出納閉鎖をいたしました。これらについて、7 月 19 日から 8 月 16 日までの 29 日間、監査委員お 2 人に決算審査をいただき、8 月 27 日にお示しをしておりますとおり、全会計にわたって、決算係数は相違なく適正であるとの意見をいただいたところです。令和 5 年度の決算の認定に供する書類といたしましては、お手元に 3 種類を配付しております。まず、56 の 2、令和 5 年度決算書は、一般会計から後期高齢者医療特別会計までの 5 つの会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出の事項別明細書をお付けをしております。また、2 つの調書を配付をさせていただいておりますが、1 つ目は、56 の 3、令和 5 年度財産に関する調書です。町が所有をしております土地建物基金出資金等に関するものです。2 つ目は、56 の 4、歳入歳出決算資料です。実質収支に関する調書を初め、未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政力指数等の状況などについてまとめております。それでは、この中の 56 の

4、歳入歳出決算資料とあります令和5年度歳入歳出決算資料の1ページをごらんください。令和5年度会計別決算及び実質収支に関する調書により、会計別の決算状況について、ご報告いたします。まず、一般会計については、歳入総額74億8532万2147円。歳出総額72億7411万2839円。歳入歳出差引額、2億1120万9308円となります。また、この差引額のうちには翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越額の6388万3415円が含まれており、令和5年度の実質の収支額は1億4732万5893円となります。続いて特別会計です。君谷診療所特別会計ですが、歳入総額379万768円歳出総額も同額の379万768円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円です。次に、国民健康保険特別会計です。歳入総額7億65万9754円。歳出総額6億8853万4631円で、歳入歳出差引額は1212万5123円となります。実質収支額も同額です。次に、国民健康保険診療所特別会計ですが、歳入総額8151万3079円。歳出総額8151万3079円で、こちらも歳入歳出差引き額、実質収支額ともにゼロ円です。最後に、後期高齢者医療特別会計です。歳入総額1億8513万9043円。歳出総額1億8513万9043円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円です。以上が会計ごとの決算額及び実質収支額です。これらを合算しました一般会計及び特別会計の合計額は、歳入総額84億5642万4791円、歳出総額82億3309万360円。歳入歳出差引額が2億2333万4431円となります。この差引額のうちには、翌年度に繰り越すべき財源6388万3415円が含まれており、令和5年度の実質の収支額は1億5945万1016円となります。続きまして、次の2ページ、令和5年度美郷町会計別決算及び実質収支等に関する資料の予算執行率について、ご報告をいたします。この執行率は予算額と決算額との比率です。こちらの表は、左側から、予算額、決算額、予算額と決算額の比較、そして、予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未償額について表記をしたもので、それぞれ前年度の対比を行っております。予算執行率につきましては、表の中央よりやや右にあります予算額と決算額の比率の欄にあります令和5年度をごらんください。上段にあります一般会計で申し上げますと、令和5年度歳入は88.9%、歳出は86.4%となっております。事業費の大きな主要事業、商業活性化賑わい創出事業が1億500万円、カヌー競技場整備事業、約7億500万円などが繰越しとなっておりますので、こちらを除きますと、ほぼ例年どおりの適正な執行率であると捉えております。以下、特別会計につきましては、各会計の歳入歳出ごとの執行率が記載をされておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。なお、各会計事業における決算の詳細につきましては、予算決算委員会において、主要施策の成果説明書等を用い、担当課長から説明をさせていただきます。以上で議案第56号、令和5年度美郷町歳入歳出の決算の認定を求めることについての決算概要の一部について説明をさせていただきました。内容をご精査の上、認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第57号、令和5年度美郷町簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて、ご説明いたします。簡易水道事業は、令和4年度から地方公営企業法適用した公営企業会計に移行しており、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。なお、監査につい

ては、7月19日から8月16日までの間、監査委員お2人に決算審査をいただき、計数は正確であり、簡易水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めたとの意見をいただいています。それでは、決算書の1ページをごらんください。収益的収入及び支出です。収益的収入の決算額は、第1款水道事業収益として、2億5002万8946円です。次に、収益的支出の決算額は、第1款水道事業費用として、1億7814万6788円です。内容については後ほど付属資料でご説明いたします。2ページをごらんください。資本的収入及び支出です。資本的収入の決算額は、第1款資本的収入として、1億4000万円です。次に、資本的支出の決算額は、第1款資本的支出として1億4326万734円です。内容については、後ほど附属資料にてご説明いたします。3ページをごらんください。損益計算書です。こちらは、当該年度における経営成績を示しており、まず、本業である営業活動による損益は、6603万円の営業損失となりました。次に、経常利益です。こちらは、一般会計からの補助金や長期前受戻入、企業債利息といった資金調達に関する損益で、3383万円となり特別利益等を含めた当該年度純利益は、7106万円となりました。したがって、当年度未処理欠損金は、5044万円です。4ページをごらんください。剰余金計算書です。こちらは、資本金や剰余金が当該年度中にどのように変動したかを示すもので、資本剰余金は、土地を取得した際の財源で変動はありませんが、未処理欠損金の残高が、当年度純利益7106万円となったことにより減少しています。5ページをごらんください。剰余金処分計算書(案)です。こちらは、先ほど4ページご説明をいたしました剰余金の処分について、計算したものになります。いずれも処分額は発生していませんので、全額、翌年度へ繰越しいたします。次に、6ページから7ページをごらんください。こちらは貸借対照表です。6ページ、資産の部です。1ポツ、固定資産の有形固定資産こちらは、建物、構築物などの資産で、17億4000万円。次に、2ポツ、流動資産、こちらは、現金貯金や未収金などで、7614万円です。したがって、資産合計は18億1614万円です。7ページをごらんください。負債の部です。3ポツ、固定負債、こちらは、翌々年度以降、令和7年度以降に、償還予定の企業債で7億5867万円。4ポツ、流動負債、こちらは、翌年度、令和6年度に償還予定の企業債、未払金など1億1392万円です。次に5ポツ、繰延収益、こちらは、償却資産の財源を収益化した長期前受金等で9億8758万円となり、負債合計は18億6017万円です。資本の部は6ポツ、資本金1万円。7ポツ、剰余金は、資本剰余金、こちらは、イ、償却資産となる土地を取得した際の財源で640万円と欠損金が5044万円で、資本合計マイナス4402万円となっております。次に、9ページをお願いいたします。ここからは、決算附属書類となりますので、主な内容について、ご説明いたします。まず概況についてです。(1)総括事項として、年間総有収水量は、35万5754立米で、前年度比7716立米の減少となり、給水収益は、9399万円となりました。有収率は前年に比べ、4.8ポイントの減少の60.9%となり、低い数値ですので、施設改良や漏水箇所の修繕により、改善していきたいと考えています。(2)経営指標に関する事項です。経常収支比率、これは、経常収益割る経常費用は、119.39%となり、経営健全の水準とされる100%を上回っています。こちらの数値は、一般会計の経常収支比率と、分母分子が逆になっていますので、100%を超えるほど良い数値となります。次に、料金回収率、供給単価割る給水原価は、前年度に比べ3.43ポイント増加の90.40%です。これは、給水原価が減少したためです。次に、有形固定資産減価償却率、有形固定資産減価

償却累計額割る有形固定資産のうちの償却資産の帳簿原価は、61.99%となっています。こちらは資産がどれくらい老朽化しているかを示す指標ですので、老朽化が進んでいることを示しています。次に、管路経年化率11.74%、こちらは、法定耐用年数を経過した管路、管路延長の割合を示すものです。次に(3)は、議会議決事項。10ページ、(5)は職員に関する事項、11ページは、建設改良工事の概況、12ページは業務量を記載してございますので、ごらんください。続きまして13ページをごらんください。事業収入に関する事項は、収益的収入の内訳になります。営業収益は、水道料金や水道加入金等で9457万円。営業外収益は、他会計補助金、長期前受戻入で1億1377万円。特別利益は、過年度分の長期前受戻入、令和4年度消費税還付金で、3723万円でございます。14ページをごらんください。事業費に関する事項は、収益的支出の内訳になります。営業費用は通常の業務活動により発生した費用や、減価償却費等で1億6061万円。営業外費用は企業債利息で、1389万円。特別損失はありませんでした。15ページは会計について記載してございます。重要契約の要旨として、契約金額100万円以上の契約、企業債及び一時借入金の概要を記載しています。16ページ、これはキャッシュフロー計算書です。こちらは、当該年度における現金の動きを示しています。業務活動によるキャッシュフローは5263万円で、水道事業本来の営業活動はプラスとなっています。投資活動によるキャッシュフローは、施設の更新投資等の投資活動を行わなかったため、5472万円のプラスとなりました。財務活動によるキャッシュフローは、マイナス5717万円で、企業債の償還が進んでいます。よって令和5年度は、5018万円の資金増加となりました。17ページから19ページは収益費用の明細と、資本的収入及び支出の明細、20ページは、固定資産の明細、21ページは、企業債の明細を記載しています。どうぞお読み取りいただければと思います。以上で議案57号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第58号、令和5年度美郷町下水道事業会計決算の認定を求めることについてのご説明をいたします。下水道事業は、令和5年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行しており、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。なお監査については、7月19日から8月16日までの間、監査委員お2人に決算審査をいただき、計数は適正、正確であり、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めたとの意見をいただいています。それでは決算書の1ページをごらんください。収益的収入及び支出です。収益的収入の決算額は、第1款下水道事業収益として、2億4744万2250円です。次に、収益的支出の決算額は、第1款下水道事業費事業費用として2億3202万5410円です。内容については後ほど附属資料にてご説明いたします。2ページをごらんください。資本的収入及び支出です。資本的収入の決算額は、第1款資本的収入として1億7276万1943円です。次に、資本的支出の決算額は、第1款資本的支出として2億2989万4871円です。内容については後ほど補足資料でご説明いたします。3ページをごらんください。特例的収入及び支出です。こちらは、法適用前の会計年度に発生した債権または債務として整理したもので、今年度のみとなります。特例的収入は、下水道使用料、他会計補助金、国庫補助金などで、決算額は2274万9358円。特例的支出は、委託業務費、光熱費などで、決算額は1896万8358円です。4ページをごらんください。損益計算書です。こちらは当該年度における経営成績を示し

ており、まず本業である。営業活動による損益は、1億6427万円の営業損失となりました。次に、経常利益です。こちらは一般会計からの補助金や長期前受戻入、企業債利息といった資金調達に関する損益で、1248万円となり、特別利益等を含めた当年度純利益は、1133万円となりました。したがって、当年度未処理欠損金は3103万円です。5ページをごらんください。剰余金計算書です。こちらは、資本金や剰余金が当該年度中にどのように変動したかを示すものです。資本剰余金は、土地を取得した際の財源で、変動はありませんが、未処理欠損金の残高が、当年度純利益1133万円となったことにより減少しています。6ページをごらんください。欠損金処分計算書(案)です。こちらは先ほど5ページで説明しました欠損金等の処分について計算したものになります。いずれも、処分額は発生していませんので、全額翌年度へ繰越いたします。続きまして7ページをご覧ください。7ページ、8ページが貸借対照表です。7ページ資産の部です。1ポツ、固定資産の有形固定資産、こちらは建物、構築物などの資産で34億8740万円。次に、2ポツ、流動資産、こちらは、現金貯金や未収金などで、1億3231万円です。したがって資産合計は36億1971万円です。8ページをごらんください。負債の部です。3ポツ、固定負債、こちらは、翌年度以降、令和7年度以降に、償還予定の企業債で8億4976万円、。4ポツ、流動負債、こちらは翌年度6年度に償還予定の企業債、未払金額などで2億3963万円です。次に5ポツ、繰延収益、こちらは、償却資産の財源を収益化した長期前受金で、25億2807万円となり、負債合計は36億1747万円です。資本の部は6ポツ、資本金2370万円。7ポツ、剰余金は、資本剰余金、イ、償却資産となる土地を取得した際の財源で957万。欠損金が、3103万円で、資本合計は、224万円となっています。次に、11ページをお願いします。ここからは、決算附属書類となりますので、主な内容について、ご説明いたします。まず概況についてです。特定環境公共下水道については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕を行っています。また、未復旧対策事業として、浄化槽整備計画に基づき、小型合併浄化槽の設置を進めています。(2)経営指標に関する事項です。経常収支比率は、105.46%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。こちらの数値は、一般会計の経常収支比率と分母分子が逆になっていますので、100%を超えるほど良い数値となります。次に、経費回収率は、27.77%です。使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した数値となります。次に、汚水処理原価は、596.44円です。1立米当たりの汚水処理に要した費用になります。次に、施設利用率は32.7%です。これは、施設の能力、施設の処理能力に対しどれだけ水処理を行っているかを示す数値です。次に、有形固定資産減価償却率54.18%となっています。こちらは資産がどれくらい老朽化しているかを表す指標ですので、老朽化が進んでいることを示しています。次に、管渠老朽化率は0%です。こちらは法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示すもので、下水道施設は水道施設とは違い比較的新しい施設ですので、管渠耐用年数の40年を超えているものがないためです。12ページは、議会議決事項や職員に関する事項、13ページは、建設改良工事の概況、14ページは、事業の概要と実績、15ページは、業務量を記載してございますので、ごらんください。16ページをごらんください。事業収入に関する事項は、収益的収入の内訳になります。営業収益は、下水道使用料や下水道加入金等で4306万円。営業外収益は、他会計補助金、長期前受戻入等で1億9824万円でございます。17ページをごらんください。事業費に関する事項は、

収益的支出の内訳になります。営業費用は、通常の業務活動により発生した費用や減価償却費等で2億734万円。営業外費用は、企業債利息で2148万円。特別損失は、貸倒引当金賞与引当金で115万円でございます。18ページは会計について記載してございます。重要契約の要旨として、契約金額100万以上の重要な契約、企業債及び一時借入金の概要を記載しています。19ページをごらんください。19ページはキャッシュフロー計算書です。こちらは当該年度における現金の動きを示しています。業務活動によるキャッシュフローは、1億7071万円で、下水道事業本来の営業活動はプラスとなっています。投資活動によるキャッシュフローは、施設の更新、投資活動を行った結果、2006万円のプラスとなりました。財務活動によるキャッシュフローはマイナス7311万円で、企業債の償還が進んでいます。よって、令和5年度は1億1766万円の資金増加となりました。20ページから22ページは収益費用の明細と資本的収入及び支出の明細、23ページは、固定資産の明細、24、25ページは、企業債の明細を記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第59号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。こちらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う島根県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関して、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することが定められているため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。変更内容は、マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、健康保険証を廃止することとなり、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にあるものに対して、これまでと同様に、必要な保険診療が受けられるよう当該者からの求めに応じ資格確認書を提供することになりました。それに伴いまして、広域連合の規約の別表第1中の被保険者証及び資格証明書とあるところを、資格確認証に改めるものでございます。附則をお願いいたします。附則にこの規約は、令和6年12月2日から施行することとしています。以上で議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第60号工事請負契約の変更について、ご説明いたします。この議案が、令和5年8月30日、指名競争入札を行い、令和5年9月14日に契約を締結をいたしました。信喜カヌー競技メイン会場及び常設艇庫周辺整備工事について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、信喜カヌー競技メイン会場及び常設艇庫周辺工事、契約の金額は1億4190万円を、1億4867万8200円に変更するものです。契約の相手方は、島根県邑智郡

美郷町上川戸 294 番地 1、上原土木有限会社代表取締役上原謙二です。変更の理由につきましては、船揚げ場の追加、また、根株処分料及び、盛土量の増による変更となっております。以上、議案第 60 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第 61 号財産の取得について、ご説明いたします。この議案は、7 月 30 日に指名競争入札を行った除雪ドーザを購入するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。取得する財産は、除雪ドーザ 1 台、取得金額は 1546 万 500 円です。取得の相手方は、島根県出雲市神門町 830、コマツ山陰株式会社出雲支店、支店長三島良です。取得の方法は指名競争入札です。この財産取得は、土木業者の減少などにより、除雪機械の確保が難しくなっていることから、町所有の除雪機械を整備するものです。指名競争入札には、令和 6 年 1 月 30 日で、指名業者は 4 者、入札参加者は、株式会社原商、コマツ山陰株式会社出雲支店、オーケーリース株式会社大田営業所の 3 者で、ロジスネクスト中国株式会社松江支店は辞退されています。取得金額の内訳は、除雪装置等を含む車両価格 1395 万 5000 円。消費税 10%、139 万 5500 円。諸経費、検査登録、保険等で、11 万円です。仮契約は、令和 6 年 1 月 30 日に締結しており、納期期限は、令和 7 年 11 月 28 日としています。取得する除雪ドーザの規格は、コマツ製ホイールローダー 8 トンで、乙原地域への配置を計画しています。以上が議案 61 号でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 62 号、財産の取得についてご説明いたします。この議案は、7 月 30 日に指名競争入札を行った学校給食運搬車両を購入するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。取得する財産は、学校給食運搬車両 1 台、取得の金額は 841 万 2190 円です。取得の相手方は、島根県邑智郡美郷町都賀本郷 447 の 2、竹下モータース 竹下敬二です。取得の方法は指名競争入札となっております。この財産取得は、現在使用しています大和地域への学校給食運搬車両が、登録から 18 年を経過し、老朽化により給食運搬に支障を来していることから、取得するものでございます。指名競争入札には、令和 6 年 7 月 30 日で、指名業者は 3 者、入札参加者は有限会社麻尾商会、有限会社中村自動車整備工場、竹下モータースの 3 者です。取得金額の内訳は、車両後部のコンテナを含む車両価格 749 万 2900 円。消費税 75 万 6350 円。諸経費 16 万 2940 円となっております。仮契約につきましては、令和 6 年 7 月 31 日に締結しており、納入期限は令和 7 年 3 月 31 日としております。取得します学校給食運搬車両の規格につきましては、いすゞ製 2 トントラック、大和小中

学校への学校給食運搬車両として使用いたします。以上で、議案第 62 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案及び報告事項に対する質疑は、5 日に日程をとりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は 5 日木曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後、午後 1 時から、この場におきまして全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 1 2 時 0 3 分)